近畿地方交通審議会の意見（要旨）

1．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、はしけ長「243,350円」を「245,150円」に、部員「184,750円」を「186,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「175,450円」を「177,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「239,500円」を「241,300円」に、部員「178,250円」を「179,850円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「193,000円」を「193,200円」に改正することが適当である。

―――――――――――――

国土調査の成果の認証の公告

福島県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十七年十二月十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

南相馬市原町区（下渋佐、萱浜、雫、泉の一部）の地籍図及び地籍簿

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成28年１月19日までに北陸財務局理財部金融監督第一課あて申出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21631000584②株式会社トラストホールディングス③笹岡　重樹④富山市小中227番地１－２Ｆ

平成27年12月21日

北陸財務局長　吉岡健一郎

国営白河矢吹土地改良事業（維持管理）地区の羽鳥ダムの管理規程の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第93条の２第１項及び第２項の規定に基づき、国営白河矢吹土地改良事業（維持管理）地区の羽鳥ダムの管理規程を変更したので、同条第２項の規定に基づき、変更後の管理規程の概要及び備置場所を次のとおり公告する。

平成27年12月21日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　管理規程の概要

⑴　管理者

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所長

⑵　貯水、取水または放流に関する事項

ア　貯水池の常時満水位は、標高686.00メートルとする。

イ　貯水池の低水位は、標高664.00メートルとする。

ウ　かんがい期間は、毎年５月１日から９月10日までとする。

⑶　その他管理規程に記載されている事項

ア　ダムの操作、点検及び整備に関する事項

イ　緊急事態における措置に関する事項

ウ　その他施設の管理に関し必要な事項

2　管理規程の備置場所

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所（福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上５－１）

埼玉北部土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

埼玉県及び群馬県の区域の一部を地区とし、埼玉県児玉郡神川町に事務所を有する埼玉北部土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年12月21日

関東農政局長　石田　　寿

1　退任

役職	氏名	住所
理事	榊冨久八郎	埼玉県児玉郡神川町大字八日市228番地２
〃	金井　昭平	埼玉県児玉郡上里町大字五明字金屋敷956番地
〃	田島　威博	埼玉県本庄市児玉町上真下153番地

2　就任

役職	氏名	住所
理事	分須　政士	埼玉県本庄市児玉町蛭川189番地１
〃	髙橋　幸雄	埼玉県本庄市今井1188番地１
〃	堀込　正義	埼玉県児玉郡上里町大字大御堂52番地

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第５１３４号

神奈川県逗子市逗子１―10―26平山ビル４階

申立人　畑中　優宏

本籍神奈川県横須賀市汐入町４丁目32番地、最後の住所神奈川県横須賀市不入斗町３丁目12番地１　クリオ横須賀中央弐番館1102、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日平成25年７月20日、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日昭和35年８月20日、職業パート

被相続人　亡　石川　順子

催告期間満了日　平成28年７月４日

横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２７年（家）第４６７号

富山県下新川郡入善町入膳4955番地６

申立人　岩場　達夫

本籍富山県下新川郡入善町上野11724番地、最後の住所富山県下新川郡入善町上野11390番地６、死亡の場所富山県黒部市、死亡年月日平成23年12月17日、出生の場所富山県下新川郡入善町、出生年月日昭和23年４月18日、職業無職

被相続人　亡　金澤　和久

催告期間満了日　平成28年７月２日

富山家庭裁判所魚津支部

平成２７年（家）第２２０６号

京都市伏見区竹田久保町21―７　ビル・マルジョウ３階　オギ法律事務所

申立人　弁護士　荻原　卓司

本籍京都市北区大将軍東鷹司町66番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成26年９月17日、出生の場所京都市北区、出生年月日昭和36年11月16日、職業介護士

被相続人　亡　佐野　順子

催告期間満了日　平成28年７月15日

京都家庭裁判所

平成２７年（家）第１５４５号

神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階　弁護士法人東町法律事務所

申立人　弁護士　幸寺　　覚

本籍兵庫県洲本市山手１丁目850番地、最後の住所神戸市灘区国宝通３丁目３番14号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日平成27年２月13日、出生の場所神戸市、出生年月日大正８年１月６日、職業不詳

被相続人　亡　小須賀文子

催告期間満了日　平成28年７月４日

神戸家庭裁判所

平成２７年（家）第３０４３１号

広島市南区的場町１丁目２番16号　グリーンタワー５Ｆ

申立人　西丸　洋平

本籍広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀甲2297番地１、最後の住所広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀甲2297番地１、死亡の場所広島県山県郡安芸太田町、死亡年月日平成25年９月９日、出生の場所広島県山県郡筒賀村、出生年月日昭和18年４月３日、職業会社員

被相続人　亡　木下　**廣**實

催告期間満了日　平成28年７月31日

広島家庭裁判所

平成２７年（家）第４８９号

香川県観音寺市坂本町１丁目３番17号グランシャトー坂本201号有明法律事務所

申立人　秋月　智美

本籍香川県三豊市詫間町粟島1771番地、最後の住所香川県三豊市詫間町詫間7732番地60、死亡の場所香川県三豊市、死亡年月日平成26年３月28日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正13年８月28日、職業無職

被相続人　亡　藤田　通子

催告期間満了日　平成28年６月30日

高松家庭裁判所観音寺支部